

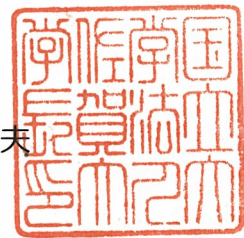
佐賀大学医学部収容定員変更関係設置計画書

平成21年11月16日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人佐賀大学長

佛 淵 孝 夫



このたび、佐賀大学医学部の収容定員を変更したいので、別紙書類を添えて提出します。なお、変更の際は、確実に提出した計画を履行します。

目 次

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類
- 6 教員名簿[学長の氏名等]

1. 基本計画書

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	医学部の収容定員変更								
フリガナ設置者	コリツカガクナシン かががく 国立大学法人 佐賀大学								
フリガナ大学の名称	かががく 佐賀大学 (Saga University)								
大学本部の位置	佐賀県佐賀市本庄町1番地								
大学の目的	<p>本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」に基づき入学定員を6人増加することにより、行政、地域医療機関と更なる連携を図りつつ、地域医療に関する教育を強化し、医師不足が深刻な地域や診療科で活躍できる医師を養成することを目的とする。</p>								
新	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	収容定員のうち12名は、平成34年度までの措置 収容定員のうち36名は、平成36年度までの措置
	文化教育学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次 平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	学校教育課程	4	90		360	学士（学校教育）			
	国際文化課程	4	60		240	学士（国際文化）			
	人間環境課程	4	60		240	学士（人間環境、健康福祉・スポーツ）			
	美術・工芸課程 （学部共通）	4	30	3年次 20	120	学士（美術・工芸）			
	経済学部				40	学士（経済学）	平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	経済システム課程	4	140		560				
	経営・法律課程	4	135		540				
	医学部							佐賀県佐賀市鍋島5丁目 1番1号	
	医学科	6	106 (100)		636 (600)	学士（医学）	平成22年4月 第1年次		
	看護学科 （看護学科）	4	60	3年次 10	240	学士（看護学）	平成16年4月 第1年次		
理工学部				20		平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地		
数理科学科	4	30		120	学士（理学）				
物理科学科	4	40		160	学士（理学）				
知能情報システム学科	4	60		240	学士（理学）				

設 学 部	機能物質化学科	4	90		360	学士（理学，工学）			
	機械システム工学科	4	90		360	学士（工学）			
	電気電子工学科	4	90		360	学士（工学）			
	都市工学科	4	90		360	学士（工学）			
	（学部共通）			3年次 20	40				
	農学部					学士（農学）	平成18年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	応用生物科学科	4	45		180				平成18年度改組
	生物環境科学科	4	60		240				平成18年度改組
	生命機能科学科	4	40		160				平成18年度改組
	（学部共通）			3年次 10	20				
計		1,316 (1,310)	60		5,596 (5,560)				
等 の 概 要	教育学研究科 （修士課程）					修士（教育学）	平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	学校教育専攻	2	6		12				
	教科教育専攻	2	33		66				
	経済学研究科 （修士課程）					修士（経済学）	平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	金融・経済政策専攻	2	4		8				
	企業経営専攻	2	4		8				
	医学系研究科 （修士課程）							佐賀県佐賀市鍋島5丁目 1番1号	
	医科学専攻	2	15		30	修士（医科学）	平成16年4月 第1年次		
	看護学専攻	2	16		32	修士（看護学）	平成16年4月 第1年次		
	（博士課程）								
	医科学専攻	4	30		120	博士（医学）	平成20年4月 第1年次		平成20年度改組
	工学系研究科 （博士前期課程）							佐賀県佐賀市本庄町1番地	
	数理科学専攻	2	9		18	修士（理学）	平成16年4月 第1年次		
	物理科学専攻	2	15		30	修士（理学）	平成16年4月 第1年次		
	知能情報システム学専攻	2	16		32	修士（理学）	平成16年4月 第1年次		
	循環物質化学専攻	2	27		54	修士（工学，理学）	平成22年4月 第1年次		平成21年8月設置報告書提出済み
	機械システム工学専攻	2	27		54	修士（工学）	平成16年4月 第1年次		
電気電子工学専攻	2	27		54	修士（工学）	平成16年4月 第1年次			
都市工学専攻	2	27		54	修士（工学）	平成16年4月 第1年次			
先端融合工学専攻	2	36		72	修士（学術，理学，工学）	平成22年4月 第1年次		平成21年8月設置報告書提出済み	

要	既設	該当なし	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	分	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	合 計		219 (219)	178 (178)	25 (25)	101 (101)	523 (523)	3 (3)	175 (175)
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		285 人		24 人		309 人		
	技 術 職 員		441		217		658		
	図 書 館 専 門 職 員		9		0		9		
	そ の 他 の 職 員		26		0		26		
	計		761		241		1,002		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	230,791㎡	0 ㎡		0 ㎡		230,791㎡ (附属病院面積)		
	運 動 場 用 地	135,684㎡	0 ㎡		0 ㎡		135,684㎡		
	小 計	366,475㎡	0 ㎡		0 ㎡		366,475㎡		
	そ の 他	164,439㎡	0 ㎡		0 ㎡		164,439㎡		
	合 計	530,914㎡	0 ㎡		0 ㎡		530,914㎡		
校 舎	専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	132,024㎡ (132,024㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)		132,024㎡ (132,024㎡) (附属病院面積) 42,468㎡		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	101室	131室	544室		10 室 (補助職員 1人)		7 室 (補助職員 1人)		
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			613 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	708,922 [232,858]	11,434 [3,946]	8,660 [5,586]	3,345	2,914	171		
	計	708,922 [232,858]	11,434 [3,946]	8,660 [5,586]	3,345	2,914	171		
図 書 館	面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
	7,073㎡		685		528,750				
体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
	2,558㎡		野球場2面			テニスコート21面			
			陸上競技場2面			スポーツセンター			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度		
	教員1人当り研究費等	千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円		
	共同研究費等	千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円		
	学生1人当り納付金	第1年次 千円	第2年次 千円	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
大 学 の 名 称 佐賀大学									
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
大学院 教育学研究科 (修士課程) 学校教育専攻		2 年	6 人	年次 人	12 人	修士(教育学)	1.99 倍	平成16年度	佐賀県佐賀市本庄町1番地

既 設 大 学 等 の 状 況	教科教育専攻	2	33		66		1.31		
	経済学研究科 (修士課程)					修士(経済学)		平成16年度	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	金融・経済政策専攻	2	4		8		0.75		
	企業経営専攻	2	4		8		1.75		
	医学系研究科 (修士課程)								佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号
	医科学専攻	2	15		30	修士(医科学)	1.10	平成16年度	
	看護学専攻 (博士課程)	2	16		32	修士(看護学)	1.06	平成16年度	
	医科学専攻	4	30		60	博士(医学)	1.03	平成20年度	平成20年度改組
	工学系研究科 (博士前期課程)							平成16年度	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	機能物質化学専攻	2	16		32	修士(理学)	1.31		
	物理科学専攻	2	15		30	修士(理学)	1.10		
	機械システム工学専攻	2	27		54	修士(工学)	1.20		
	電気電子工学専攻	2	26		52	修士(工学)	1.17		
	知能情報システム学専攻	2	15		30	修士(理学)	1.43		
	数理科学専攻	2	11		22	修士(理学)	1.04		
	都市工学専攻	2	27		54	修士(工学)	0.98		
	循環物質工学専攻	2	17		34	修士(工学)	1.20		
	生体機能システム制御工学専攻 (博士後期課程)	2	32		64	修士(学術, 理学, 工学)	1.01		
	エネルギー物質科学専攻	3	9		27	博士(学術, 理学, 工学)	0.88		
	システム生産科学専攻	3	7		21	博士(学術, 理学, 工学)	1.76		
生体機能システム制御工学専攻	3	14		42	博士(学術, 理学, 工学)	0.09			
農学研究科 (修士課程)					修士(農学)		平成16年度	佐賀県佐賀市本庄町1番地	
生物生産学専攻	2	20		40		1.12			
応用生物科学専攻	2	30		60		0.79			
学部									
文化教育学部								平成16年度	佐賀県佐賀市本庄町1番地
学校教育課程	4	90		360	学士(学校教育)	1.09			
国際文化課程	4	60		240	学士(国際文化)	1.04			
人間環境課程	4	60		240	学士(人間環境, 健康福祉・スポーツ)	1.08			

12	美術・工芸課程 (学部共通)	4	30	3年次 20	120	学士(美術・ 工芸)	1.07	佐賀県佐賀市本庄町1 番地	平成18年度改組		
	経済学部			40		学士(経済学)					
	経済システム課程	4	140		560		1.10				
	経営・法律課程	4	135		540		1.12				
	医学部									平成16 年度	佐賀県佐賀市鍋島5丁 目1番1号
	医学科	6	100		575	学士(医学)	1.00				
	看護学科 (看護学科)	4	60	3年次 10	240	学士(看護学)	1.00				
	理工学部				20					平成16 年度	佐賀県佐賀市本庄町1 番地
	数理学科	4	30		120	学士(理学)	1.09				
	物理科学科	4	40		160	学士(理学)	1.14				
	知能情報システム学科	4	60		240	学士(理学)	1.06				
	機能物質化学科	4	90		360	学士(理学, 工学)	1.09				
	機械システム工学科	4	90		360	学士(工学)	1.07				
	電気電子工学科	4	90		360	学士(工学)	1.08				
	都市工学科 (学部共通)	4	90	3年次 20	360	学士(工学)	1.04				
	農学部				40	学士(農学)				平成18 年度	佐賀県佐賀市本庄町1 番地
	応用生物科学科	4	45		180		1.09				
	生物環境科学科	4	60		240		1.11				
	生命機能科学科 (学部共通)	4	40	3年次 10	160		1.08				
					20						
名称：医学部附属病院 診療科数：28診療科 病床数：604床 所在地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号 開設年月：昭和56年4月 規模等：敷地面積 76,536㎡, 建物面積 41,409㎡ 組織：教授 3名、准教授 10名、講師 29名、助教 54名											
名称：高等教育開発センター 目的：企画開発部門、修学支援部門、教育支援部門により本学の大学教育につ いて調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本 学の目的と使命を達成する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成15年10月 規模等：建物面積 105㎡ 組織：教授 1名、准教授 2名、講師 2名											
名称：総合分析実験センター 目的：生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する 体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率 的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対 応できる教育・研究支援体制の実現を目指す。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成15年10月 規模等：建物面積 1,475㎡ 組織：准教授 4名、助教 2名											

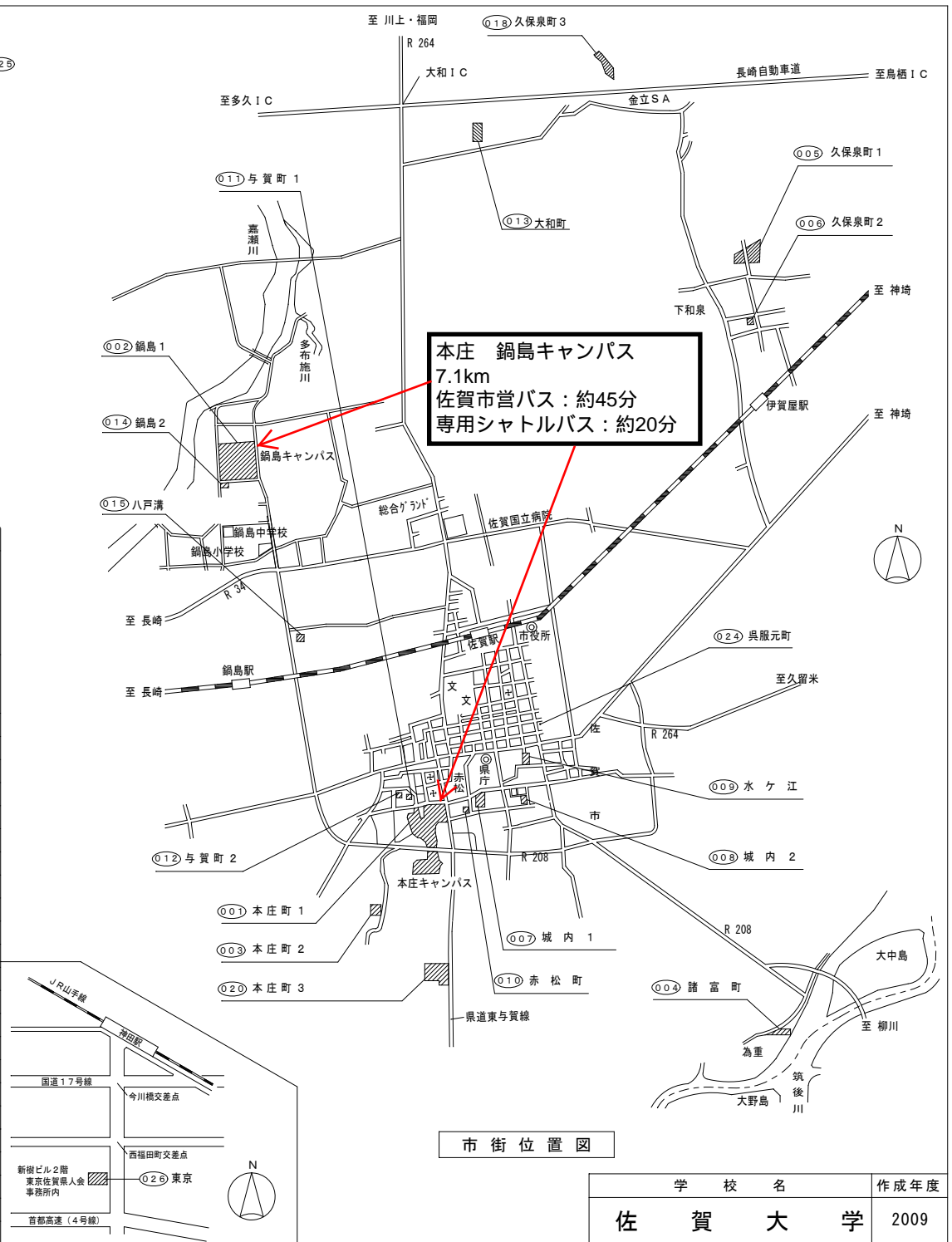
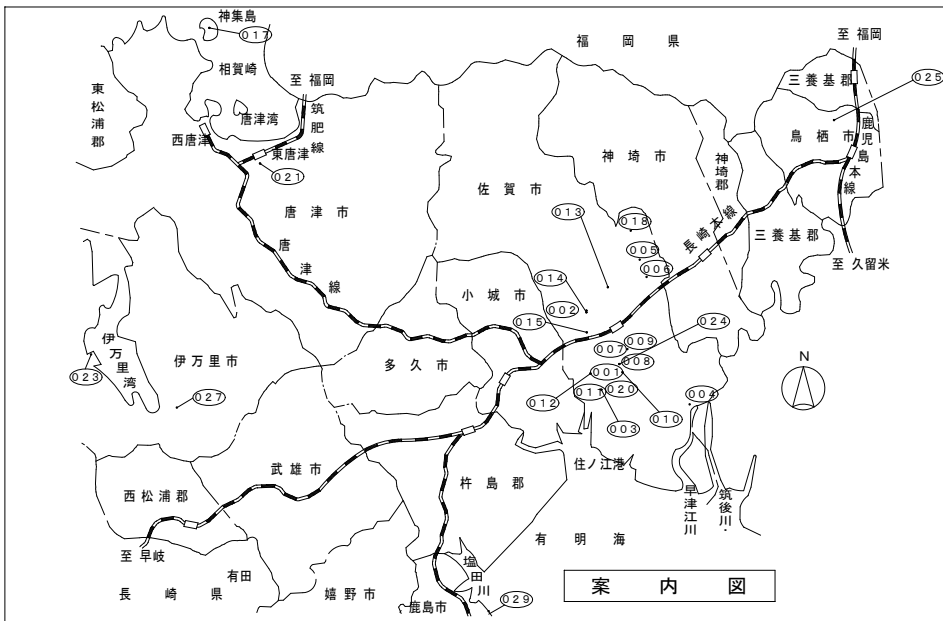
附属施設の概要

<p>名称：産学官連携推進機構 目的：本学の産学官連携を組織的に推進する中核的拠点として、本学における産学官連携の取組に積極的な役割を果たす。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成18年8月 規模等：建物面積 1,133㎡ 組織：教授 1名</p>	
<p>名称：保健管理センター 目的：本学の保健管理に関する専門的業務を行う。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：昭和45年4月 規模等：建物面積 635㎡ 組織：教授 1名、准教授 1名、講師 1名</p>	
<p>名称：海洋エネルギー研究センター 目的：全国共同利用施設として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用に供する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成14年4月 規模等：敷地面積10,751㎡、建物面積 4,503㎡ 組織：教授 3名、准教授 5名、助教 1名</p>	
<p>名称：総合情報基盤センター 目的：本学における学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通の情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図る。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成18年2月 規模等：建物面積 939㎡ 組織：教授 1名、准教授 2名、助教 1名</p>	
<p>名称：留学生センター 目的：外国人留学生及び海外留学を希望する学生に、必要な教育及び指導助言を行うこと等により、本学における国際交流の推進に寄与する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成12年4月 組織：教授 2名、准教授 6名、講師 1名</p>	
<p>名称：低平地研究センター 目的：低平地における地圏環境、水圏環境並びに都市環境に関する基礎的及び応用的研究を推進することにより、本学の研究教育活動及び学内外との学術交流の促進を図り、併せて地域社会並びに国際社会における技術開発及び技術教育の振興に資する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成13年4月 規模等：建物面積 439㎡ 組織：教授 2名、准教授 3名</p>	
<p>名称：海浜台地生物環境研究センター 目的：海浜台地において高度な生物生産体系を確立するため、海浜台地における生産資源の開発・利用、生産環境の保全及び流通情報システムの開発に関する研究を推進し、もって本学の教育研究活動及び学術交流の活性化を図り、併せて地域及び我が国内外の環境に配慮した生物生産技術の向上発展に寄与する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成15年4月 規模等：敷地面積10,229㎡、建物面積960㎡ 組織：教授 2名、准教授 2名</p>	
<p>名称：シンクロトロン光応用研究センター 目的：本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資する。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 開設年月：平成15年4月 規模等：建物面積 253㎡ 組織：教授 1名、准教授 2名、助教 1名</p>	

<p>名称：地域学歴史文化研究センター</p> <p>目的：地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供する。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>開設年月：平成18年4月</p> <p>規模等：建物面積 133m²</p> <p>組織：教授 1名、准教授 1名</p>	
<p>名称：有明海総合研究プロジェクト</p> <p>目的：有明海異変の原因解明と再生に向けた取組を実施するとともに、有明海沿岸域の持続的発展を可能にするための研究の拠点として事業を進める。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>開設年月：平成17年4月</p> <p>組織：准教授 3名、助教 1名</p>	
<p>名称：附属幼稚園</p> <p>目的：教育基本法及び学校教育法に定める保育を行うこと。 本学部における幼児の保育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目4番45号</p> <p>開設年月：昭和45年4月</p> <p>組織：教員 5名、職員 1名</p>	
<p>名称：附属小学校</p> <p>目的：教育基本法及び学校教育法に定める教育を行うこと。 本学部における児童に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市城内2丁目17番3号</p> <p>開設年月：昭和24年5月</p> <p>組織：教員 25名、職員 2名</p>	
<p>名称：附属中学校</p> <p>目的：教育基本法及び学校教育法に定める教育を行うこと。 本学部における生徒に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市城内1丁目14番4号</p> <p>開設年月：昭和24年5月</p> <p>組織：教員 24名、職員 1名</p>	
<p>名称：附属特別支援学校</p> <p>目的：教育基本法及び学校教育法に定める教育を行うこと。 本学部における児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町大字正里46-2</p> <p>開設年月：昭和53年4月</p> <p>組織：教員 29名、職員 1名</p>	
<p>名称：アドミッションセンター</p> <p>目的：学生確保のため、入学者選抜の企画・広報・実施等の業務を行うことにより、本学の教育研究の充実発展に寄与する。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>開設年月：平成19年10月</p> <p>組織：准教授 1名、職員 7名</p>	
<p>名称：キャリアセンター</p> <p>目的：キャリア教育の調査研究及び就職支援に係る業務を行うことにより、本学の就職支援の充実発展に寄与する。</p> <p>所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地</p> <p>開設年月：平成19年10月</p> <p>組織：教授 1名、職員 4名</p>	

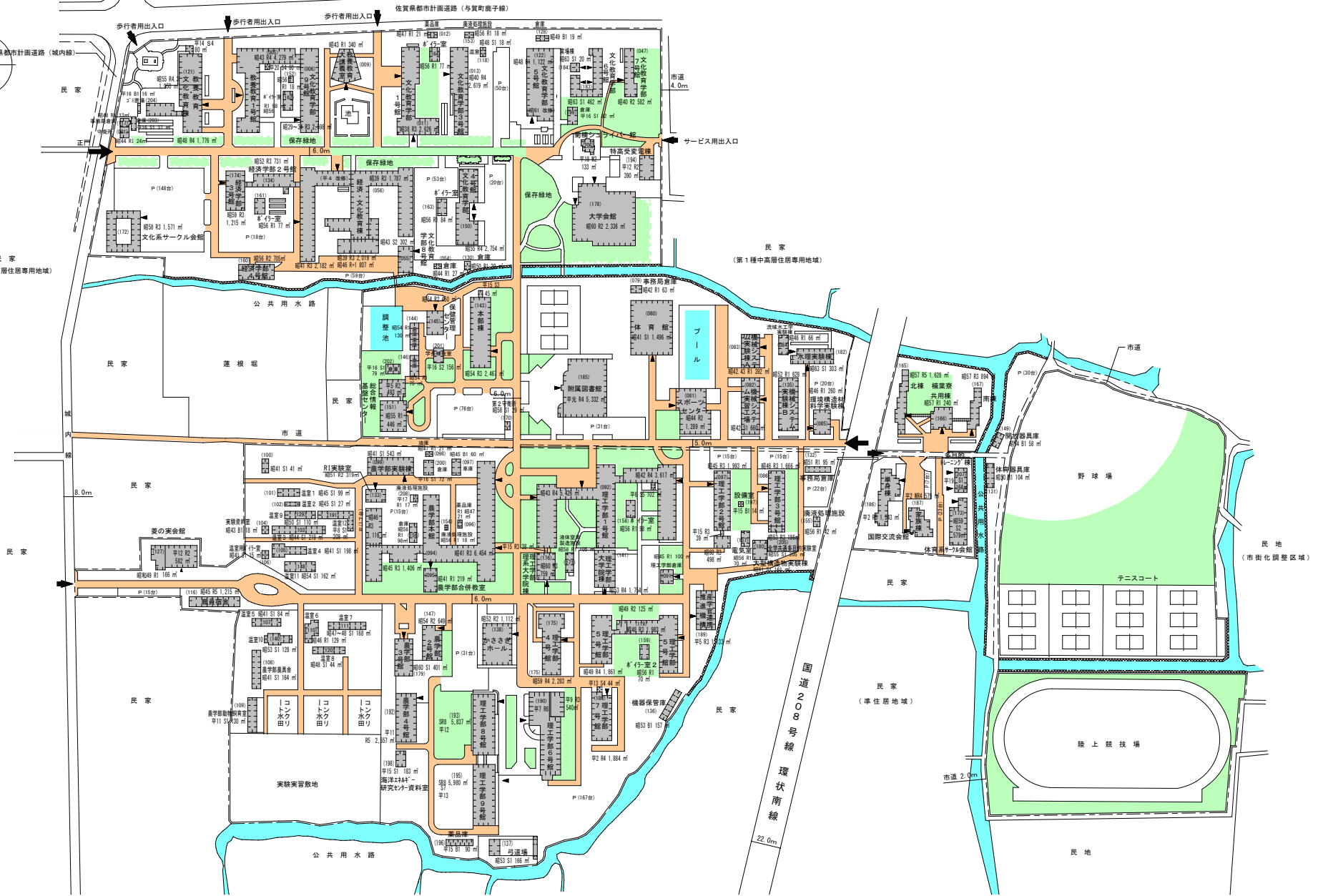
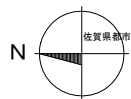
2. 校地校舎等の図面

案内図



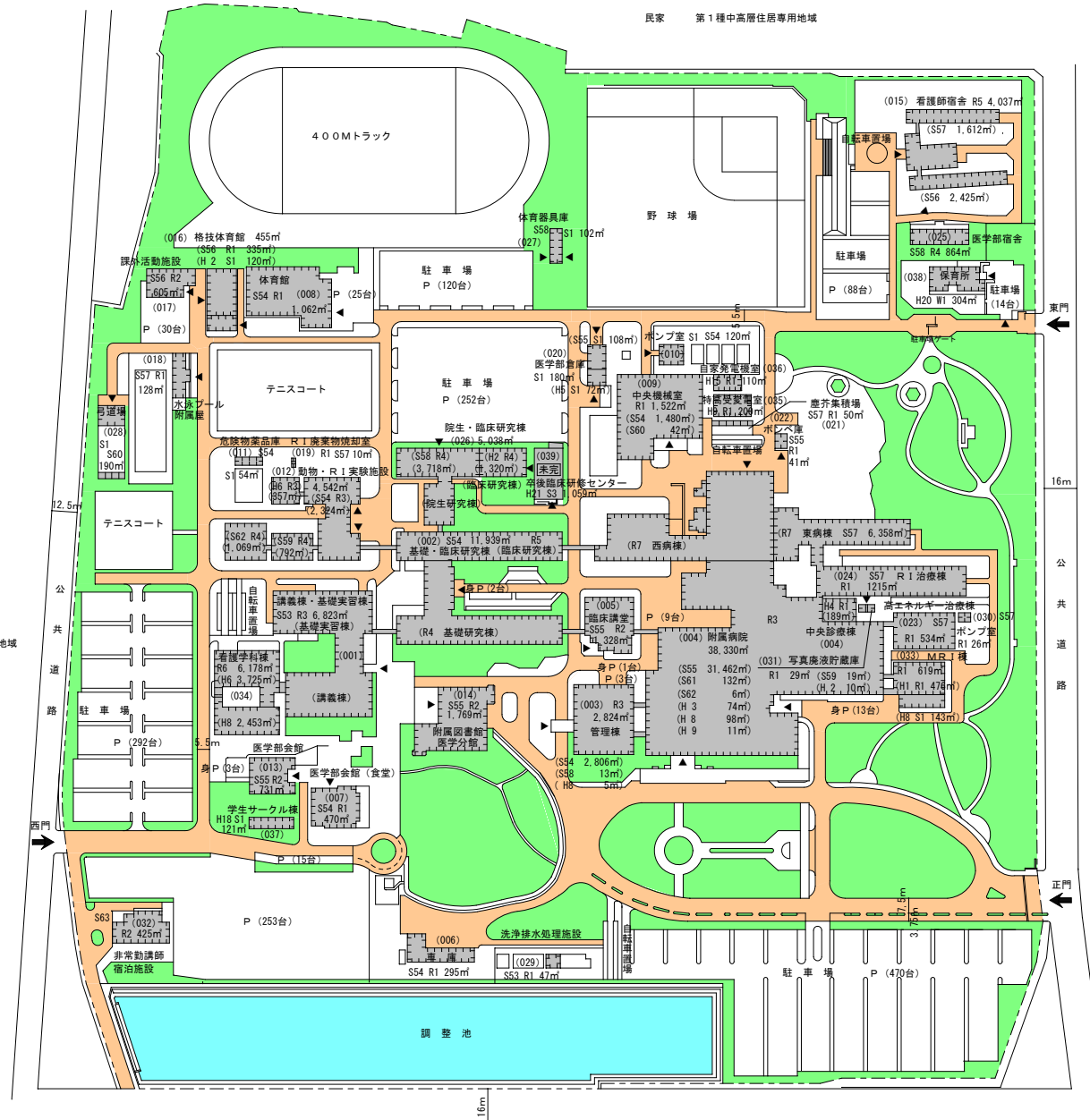
団地番号	団地名	所在地	学部等名
001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	法人本部、経済学部、農学部、理工学部、文化教育学部、工学系研究科 教養教育運営機構、国際交流会館、課外活動施設、附属図書館 総合情報基盤センター、留学生センター、高等教育開発センター 保健管理センター、産学官連携推進機構 総合分析実験センター、低平地研究センター、地域学歴史文化研究センター 海洋エネルギー研究センター、附属教育実践総合センター シンクロトロン応用研究センター
002	鍋島1	佐賀市鍋島5丁目1番1号	医学部(医学科)、医学部(看護学科)、医学部附属病院(本院) 総合分析実験センター、附属図書館(医学分館)、課外活動施設 附属地域医療科学教育研究センター、附属先端医学研究推進支援センター 看護師宿舎、医学部宿舎
003	本庄町2	佐賀市本庄町大字本庄一本杉1034-2	職員宿舎
004	諸富町	佐賀市諸富町為重字石塚分	課外活動施設
005	久保泉町1	佐賀市久保泉町大字下和泉1841	資源循環フィールド科学教育研究センター、短期学生宿舎
006	久保泉町2	佐賀市久保泉町大字一本柳	資源循環フィールド科学教育研究センター実習田
007	城内1	佐賀市城内1丁目14-4	附属中学校
008	城内2	佐賀市城内2丁目17-3	附属小学校
009	水ヶ江	佐賀市水ヶ江1丁目4-45	附属幼稚園
010	赤松町	佐賀市赤松町9-27	職員宿舎(学長宿舎)
011	与賀町1	佐賀市与賀町西精1340	一般管理施設
012	与賀町2	佐賀市与賀町西精1345	職員宿舎(事務局長宿舎)
013	大和町	佐賀市大和町久池井1022-1	職員宿舎
014	鍋島2	佐賀市鍋島3丁目11番地	職員宿舎
015	八戸溝	佐賀市八戸溝3丁目10番地	職員宿舎
017	神集島	唐津市神集島字コウソ辻	課外活動施設
018	久保泉町3	佐賀市久保泉町大字川久保字藤付	資源循環フィールド科学教育研究センター
020	本庄町3	佐賀市本庄町大字正里46-2	附属特別支援学校
021	唐津	唐津市松南町152番1	海浜各地生物環境研究センター
023	山代町	伊万里市山代町原字平尾1番48	海洋エネルギー研究センター
024	呉服元町	佐賀市呉服元町7-3	地域貢献推進室分室
025	鳥栖	鳥栖市弥生が丘8-7	シンクロトロン応用研究センター分室
026	東京	東京都千代田区神田西福田町3番地	東京オフィス
027	伊万里	伊万里市大坪町狩立(今岳)乙2436-1	地域貢献推進室伊万里分室
029	鹿島	佐賀県鹿島市音成4427-6	地域貢献推進室鹿島分室

学校名	作成年度
佐賀大学	2009

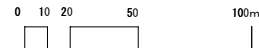


学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
理工・農・経済・文化教育学部、教養教育運営機構 法人本部、附属図書館、国際交流センター、職員宿舎	001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	0524	佐賀大学	2009

配置図



配置図 S=1/2, 500



学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
医学部 (医学科), 医学部 (看護学科) 医学部附属病院 (本院), 看護師宿舎 附属地域医療科学教育研究センター, 課外活動施設	002	鍋島1	佐賀市鍋島五丁目1番1号	0524	佐賀大学	2009

3. 学 則

佐賀大学学則（案）

（平成16年4月1日制定）

目次

第1章 総則

第1節 趣旨及び目的（第1条・第2条）

第2節 学部（第3条）

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限（第4条－第7条）

第2節 入学，転入学，編入学及び再入学（第8条－第15条）

第3節 教育課程及び履修方法（第16条－第21条）

第4節 単位の授与等（第22条－第27条）

第5節 休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍（第28条－第34条）

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第35条－第37条）

第7節 賞罰（第38条・第39条）

第8節 学生証（第40条）

第9節 厚生施設（第41条）

第10節 科目等履修生，特別聴講学生及び研究生（第42条－第44条）

第11節 外国人留学生（第45条）

第12節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第46条－第57条）

第13節 公開講座（第58条）

第3章 改正（第59条）

附則

第1章 総則

第1節 趣旨及び目的

（趣旨）

第1条 この学則は，国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第17条第2項の規定に基づき，佐賀大学（以下「本学」という。）の学部並びに学科及び課程の目的，学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学は，教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり，国際的視野を有し，豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに，高度の学術的研究を行い，さらに，地域の知的拠点として，地域及び諸外国との文化，健康，社会，科学技術に関する連携交流を通して学術的，文化的貢献を果たすことにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 学部

（学部）

第3条 本学に，次の学部を置く。

文化教育学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

- 2 前項の学部置く学科又は課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3 年次編入 学定員	収容定員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程	30人		120人
	(3年次編入学)		20人	40人
	小 計	240人	20人	1,000人
経済学部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小 計	275人		1,100人
医学部	医学科	98人		588人
	看護学科	60人	10人	260人
	小 計	158人	10人	848人
理工学部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知能情報システム学 科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科	90人		360人
	(3年次編入学)		20人	40人
	小 計	490人	20人	2,000人
農学部	応用生物科学科	45人		180人
	生物環境科学科	60人		240人
	生命機能科学科	40人		160人
	(3年次編入学)		10人	20人
	小 計	145人	10人	600人
合 計		1,308人	60人	5,548人

- 3 前項の学部及び当該学部置く学科又は課程の目的は，各学部及び各学科又は各課程ごとに別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限

(学年及び学期)

第4条 学年は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて，次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず，教育上必要がある場合は，教授会の議を経て，学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。

4 臨時休業については，その都度関係学部の教授会の議を経て，学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は，4年とする。ただし，第35条第2項の規定による場合は，3年以上4年未満とする。

2 前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は，8年とする。ただし，転入学，編入学又は再入学により入学した者は，第14条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，10年とする。ただし，1年次及び2年次の在学期間は，通算して4年を超えることができない。

第2節 入学，転入学，編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は，学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定したもの

- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学志願）

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第11条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第12条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第13条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの

- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
 - (5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
 - (6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
 - (7) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願するもの
- 2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。
- (転入学等の規定の準用)

第15条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第10条から第13条までの規定を準用する。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第16条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。
- 5 前項に定めるもののほか、専門教育科目として共通専門教育科目の区分を設ける。
- 6 共通専門教育科目の区分は、佐賀大学教養教育運営機構の定めるところによる。

(履修方法)

第17条 学生は、各学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

- 2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び各学部規則の定めるところによる。
- 3 専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則及び佐賀大学共通専門教育科目履修規程(平成21年2月26日制定)の定めるところによる。
- 4 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。
- 5 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(全学共通の教育プログラム)

第17条の2 本学は、各学部の定める教育課程のほか、全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

- 2 全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利

用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の基準)

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 2 卒業論文、卒業研究、卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

第4節 単位の授与等

(成績の判定)

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、

不可は不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第23条 教育上有益と認めるときは、第33条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数（以下第24条、第25条及び35条において同じ。））を、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む。）を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部，転学科及び転課程)

第32条 転学部，転学科又は転課程を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

- 2 転学部を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，転入する学部の教授会の議を経て，学部長が認定する。
- 3 転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

- 2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。
- 3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める期間在学して卒業できない者
- (2) 病気その他で修業の見込がない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者

であって、その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業の認定)

第35条 第6条第1項本文又は第2項に規定された期間以上在学し、第17条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 本学（医学部医学科は除く。）に3年以上在学し、第17条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第6条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第18条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第18条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(学位の授与)

第36条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に関し、必要な事項は、別に定める

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 訓告

3 停学期間（3月未満のものを除く。）は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

(学生証の交付)

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

第9節 厚生施設

(厚生施設)

第41条 本学に、寄宿舍その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(入学料の徴収)

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学料の免除)

第47条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

2 入学料の免除を希望する者は、所定の期日までに願ひ出て、許可を得なければならない。

(入学料の徴収猶予等)

第48条 入学料の徴収猶予は、本学に入学する者（科目等履修生及び研究生等を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除を願ひ出た者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの期間、入学料の徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者は、所定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

(1) 入学料の免除又は徴収猶予を願ひ出た者が、第2項に規定する期間内において死亡した場合

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前項に規定する期間内において死亡した場合

(3) 第34条第3号の規定により除籍した場合

(授業料の徴収)

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分し、前期に係る授業料は4月に、後期に係る授業料は10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所

定の期日までに授業料を徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第49条の2 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(転入学、編入学及び再入学における授業料)

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければならない。

第51条 削除

第52条 削除

(休学期間の授業料等)

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の途中で、復学、転学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合における授業料)

第53条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(除籍及び退学の場合の授業料)

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

(2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第54条の2 長期履修学生が、学年の途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が

後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

- 2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（授業料の免除）

第55条 第48条第4項第3号に該当する場合において、授業料が未納であるときは、未納の授業料の全部を免除することがある。

- 2 学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部又は一部を免除することがある。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第55条の2 次の各号に掲げる事由がある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) その者又は学資負担者が風災害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる特別の事情がある場合

（寄宿料）

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

（既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料）

第57条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行ったときに、第1段階目の選抜で不合格になった者及び個別学力検査等出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当す

る額を返還する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

第13節 公開講座

(公開講座)

第58条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

(改正)

第59条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。
- 3 この学則施行後、第14条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この学則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度から平成20年度までの農学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の

規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農学部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	(3年次編入学)			10人

3 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は，改正後の規定にかかわらず，平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4 平成18年3月31日において現に農学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成18年12月4日改正）

この学則は，平成18年12月4日から施行する。

附 則（平成19年2月16日改正）

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

1 この学則は，平成19年4月20日から施行し，平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者についての，改正後の第22条第2項の規定の適用に関しては，なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日改正）

この学則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日改正）

1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日改正）

1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず，平成21年度から平成31年度までの医学部医学科，医学部及び全学部の入学定員は，次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度	平成22年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度
医学部医学科	100人	106人	104人
医学部	160人	166人	164人
全学部	1,310人	1,316人	1,314人

3 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず，平成21年度から平成36年度までの医学部医学科，医学部及び全学部の収容定員は，次の表のとおりとする。

収容定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	575人	586人	597人	608人	619人
医学部	835人	846人	857人	868人	879人
全学部	5,535人	5,546人	5,557人	5,568人	5,579人

収容定員	平成26年度	平成27年度 ～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学部医学科	630人	636人	634人	632人	624人
医学部	890人	896人	894人	892人	884人
全学部	5,590人	5,596人	5,594人	5,592人	5,584人

収容定員	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部医学科	616人	608人	600人	594人
医学部	876人	868人	860人	854人
全学部	5,576人	5,568人	5,560人	5,554人

附 則（平成22年 月 日改正）
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第37条第2項関係)

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
文化教育学部	学校教育課程	小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	数学, 理科, 音楽
		高等学校教諭1種免許状	数学, 理科, 音楽, 情報
		特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者)	
		幼稚園教諭1種免許状	
	国際文化課程	中学校教諭1種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭1種免許状	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 英語
	人間環境課程	中学校教諭1種免許状	保健体育, 技術, 家庭
		高等学校教諭1種免許状	保健体育, 家庭, 工業
	美術・工芸課程	中学校教諭1種免許状	美術
高等学校教諭1種免許状		美術, 工芸	
経済学部	経済システム課程 経営・法律課程	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史, 公民, 商業
理工学部	数理科学科	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学
	物理科学科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科
	知能情報システム学科	中学校教諭1種免許状	数学
		高等学校教諭1種免許状	数学, 情報
	機能物質化学科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科, 工業
機械システム工学科	高等学校教諭1種免許状	工業	
電気電子工学科			
都市工学科			
農学部	応用生物科学科	中学校教諭1種免許状	理科
	生物環境科学科 生命機能科学科	高等学校教諭1種免許状	理科, 農業

変更事項を記載した書類

1. 変更事項:

学則(収容定員)の変更

2. 変更する理由:

「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進」に基づき、平成22年度から31年度まで入学定員を6人増加することにより、行政、地域医療機関と更なる連携を図りつつ、地域医療に関する教育を強化し、医師不足が深刻な地域や診療科で活躍できる医師を養成するため。

3. 変更点:

医学部医学科の入学定員を平成22年度から31年度までの間、100人から106人へ変更する。これに伴い、収容定員を600人から636人へ変更する。

佐賀大学学則改正案・現行対照表

改正案

附 則（平成21年3月19日改正）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず、平成21年度から平成31年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度	平成22年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度
医学部医学科	100人	106人	104人
医学部	160人	166人	164人
全学部	1,310人	1,316人	1,314人

- 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず、平成21年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	575人	586人	597人	608人	619人
医学部	835人	846人	857人	868人	879人
全学部	5,535人	5,546人	5,557人	5,568人	5,579人

収容定員	平成26年度	平成27年度 ～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	医学部医学科	630人	636人	634人	632人
医学部	890人	896人	894人	892人	884人
全学部	5,590人	5,596人	5,594人	5,592人	5,584人

収容定員	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部医学科	616人	608人	600人	594人
医学部	876人	868人	860人	854人
全学部	5,576人	5,568人	5,560人	5,554人

附 則（平成22年 月 日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

現 行

附 則（平成21年3月19日改正）

- （同左）
- 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度～平成29年度
医学部医学科	100人
医学部	160人
全学部	1,310人

- 改正後の第3条第2項の規程にかかわらず、平成21年度から平成34年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	575人	580人	585人	590人	595人
医学部	835人	840人	845人	850人	855人
全学部	5,535人	5,540人	5,545人	5,550人	5,555人

収容定員	平成26年度 ～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	医学部医学科	600人	598人	596人	594人
医学部	860人	858人	856人	854人	852人
全学部	5,560人	5,558人	5,556人	5,554人	5,552人

収容定員	平成34年度
医学部医学科	590人
医学部	850人
全学部	5,550人

4. 意思の決定を証する書類

平成21年度 第7回 役員会議事要旨

日 時 平成21年9月9日(水) 10時00分～12時20分

場 所 学 長 室

出席者 学長, 田代理事, 西河理事, 向井理事, 野中理事, 北島理事, 前田理事

審議事項

- 4 「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」に基づく佐賀大学医学部の入学定員増加について

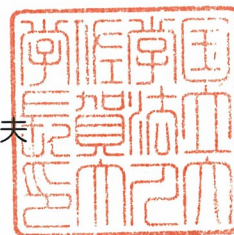
向井理事から、資料5に基づき説明があり、審議の結果、入学定員を佐賀県内枠5名、県外枠(長崎県)1名の計6名とすることが了承された。

上記の役員会議事要旨は、原本と相違ないことを証明します。

平成21年11月16日

国立大学法人佐賀大学長

佛 淵 孝 夫



5. 医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類

収容定員変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

佐賀大学医学部医学科の入学定員については、「緊急医師確保対策」に基づき、平成21年度から平成29年度までの間、2人増員して現行の95人から97人へ変更し、収容定員を570人から582人へ変更することが認められた(平成20年6月30日付け20文科高第248号文部科学省高等教育局長通知)。また、「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進(経済財政改革の基本方針2008)」に基づき、平成21年度から更に3人増員し、入学定員を97人から100人に、収容定員を582人から600人に変更することが認められた(平成20年12月24日20文科高第708号文部科学省高等教育局長通知)。

これに加え、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、佐賀県及び長崎県と連携(修学資金の活用を含めた連携・協力)して更に6人増員(佐賀県奨学金枠5人、長崎県奨学金枠1人)し、入学定員を100人から106人に変更する。これに伴い、収容定員を600人から636人に変更する。

2 収容定員変更の必要性

佐賀大学医学部は、佐賀県における地域間・診療科間での医師の偏在という状況を踏まえ、平成17年度入試から推薦入試に地域枠(8人以内)を設け、平成22年度入試から地域枠を11人以内へと拡大するとともに、佐賀県が行う小児科・産科・救急科・麻酔科を志す学生のための医師修学資金制度を平成17年度から導入し、また、平成20年度入試から、佐賀県推薦入学特別入試の導入を行った。さらに、平成21年度からは、「緊急医師確保対策」及び「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、地域間・診療科間で偏在する産科、小児科の医師確保並びに今後予想される麻酔科、救急科等の特定診療科の医師不足対策として5人の入学定員を増員する等、地域医療貢献策を講じてきたところである。

一方、佐賀大学医学部附属病院は、県内唯一の大学病院として、佐賀県立病院好生館とともに三次救急を中心とした高度救急医療や、難治性疾患の診断・治療等の専門医療の中核病院であり、医療圏は佐賀県全域に加え、長崎県東部や福岡県南部を含み九州北部の広域にわたっている。佐賀県立病院好生館、佐賀社会保険病院、佐賀市立富士大和温泉病院等の佐賀市内公的病院及び県内の唐津、武雄、多久、鳥栖、伊万里、鹿島地区の市民病院・民間病院を含む主要病院、診療所に加え、鹿児島県、宮崎県を含む九州全域に、本学医学部附属病院の各診療科から医師を派遣し、地域医療に貢献してきたところである。また、平成20年度からは、長崎大学医学部・歯学部附属病院と連携して「出島発、肥前の国専門医療養成プログラム」(大学病院間連携型高度医療人養成事業)を編制し、地域医療、離島・へき地医療等の幅広い経験を通じた専門医の育成と地域への定着に取り組んでいる。

九州地区は、福岡の一部の地域を除き、産科、小児科のみならず、外科、内科も医師

不足の状態にあり、その対応が強く求められている。佐賀大学医学部では、現在の研修制度以前には卒業生の約50%近くが大学に残り、地方大学の中では多くの卒業生が県内に在住し、地域医療を裾野から支え、地域に根ざした診療を行ってきた。本学部の小児科、麻酔科への入局者の数は少ないが、他大学の医学部と比較すると安定しており、これまで地域の関連病院への医師派遣を通して地域医療に貢献してきたところである。

しかしながら、医師不足が一層深刻化している現状に鑑み、都道府県の範囲を超えた「医師不足の地域・診療科での偏在」という全国的な見地からも、医師不足が深刻な地域や診療科の医師確保を早期に実現することを重視し、今回の「経済財政改革の基本方針2009（骨太の方針2009）」に示された「中期プログラム」医療の諸課題（地域医療再生、地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在等）を踏まえ、佐賀県の医療現場の現状をはじめ大学病院間連携型高度医療人養成事業の連携病院のある長崎県の現状を視野に、新たに6人の入学定員増を行い、佐賀県及び長崎県の行政、地域医療機関と更なる連携（奨学金や教育支援）を図りつつ、地域医療に関する教育を強化し、医師不足が深刻な地域や診療科で活躍できる医師を養成することとした。

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更

(1) 入学者選抜

佐賀大学医学部医学科では、平成21年度入学者選抜試験においては次のような入学者選抜を実施している。

平成21年度入学者選抜試験

区 分	募集人員
推薦入試	25人（地域枠 8人以内）
佐賀県推薦入学特別入試	2人
帰国子女特別入試	若干人
一般入試（前期日程）	53人
一般入試（後期日程）	20人
入学定員	100人

平成17年度入試から、推薦入試に地域枠（県内高校新卒者8人以内）を設定し、地域医療に貢献する医師の確保に努めてきたところであり、さらに、佐賀県との協議により、平成20年度入試から、佐賀県の推薦を受けた者を対象とする佐賀県推薦入学特別入試を導入し、後期日程募集人員（平成19年度20人）を2人減らして、その分をこれに充てることにより実施したところである。

平成21年度入試では、「緊急医師確保対策」により増員する2人の入学者選抜については、既に平成20年度入試から導入している佐賀県推薦入学特別入試の募集人員に充て、21年度後期日程募集人員2人減を元に戻した。今回の「経済財政改革の基本方針2009（骨太の方針2009）」を踏まえ増員する6人の入学者選抜については、一般入試の募集人員（「佐賀県奨学金枠5人」及び「長崎県奨学金枠1人」を設定）に充て、以下のような区分等により入学者選抜を実施する予定である。

平成22年度入学者選抜試験（予定）

区 分	募集人員
推薦入試	28人（地域枠 11人以内）
佐賀県推薦入学特別入試	2人
帰国子女特別入試	若干人
一般入試（前期日程）	55人
一般入試（後期日程）	21人
入学定員	106人

なお、平成23年度入試では、「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえ増員する6人については佐賀県推薦入学特別入試、推薦入試の地域枠を拡大して「佐賀県奨学金枠」の選抜を実施する予定である。なお、「長崎県奨学金枠」については、推薦・一般入試を視野に入れた取組みを行う予定である。

平成23年度入学者選抜試験（予定）

区 分	募集人員
推薦入試	32人（地域枠 14人以内）
佐賀県推薦入学特別入試	4人
帰国子女特別入試	若干人
一般入試（前期日程）	50人
一般入試（後期日程）	20人
入学定員	106人

(2) 教育課程

1) 現行の取組をさらに強化するもの

現行カリキュラム（平成20年度から一部改訂）において、次のような地域医療に関する教育を既に導入しているため、大幅なカリキュラム改訂を行う必要はないが、教育内容や授業方法については、引き続き工夫・改善を行いつつ、充実させていくこととする。

① アーリー・エクスポージャー（早期体験学習）

昭和53年の開学当初から、1年次に重度障害児施設等での「アーリー・エクスポージャー（早期体験学習）」を「医療入門Ⅰ」のなかで実施している。

1年次の早い段階から医療の現場を見学させ、社会が必要とする医療について考えさせるとともに、学習の動機付けを行う。

② 医療入門

医学部附属地域医療科学教育研究センターが中心となって、患者付添い実習や医療体験実習など地域医療に密着した教育を1年次から3年次まで継続したカリキュラムで実施している。特に、3年次の「医療入門Ⅲ」においては、地域の療養型・介護型医療機関等で1週間の実習を行い、プライマリ・ケアの実際に触れるとともに、急性期医療、療養型医療のそれぞれの現場でさまざまな職種の業務がどのよう

に行われているかを体験し理解させ、今日の医療における高齢者の問題や療養型医療の重要性を理解させる。

また、5年次学生と2年次学生が体験実習期間中ペアを組み、上級生が下級生を指導・助言する実習を平成21年度から取り入れた。

③ 社会医学

4年次の機能・系統別PBL(Problem Based Learning)科目「社会医学」の中で、プライマリヘルスケア、地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動等の佐賀県の地域保健に関する講義の他、1週間の保健所実習等を行い、地域医療について学ばせる。

④ プライマリ・ケア，救急，周術期医療

4年次の機能・系統別PBL科目「プライマリ・ケア，救急，周術期医療」の中で、介護と在宅医療や地域医療連携について学ばせる（平成20年度から、「地域医療」と「救急・麻酔」に分割した）。

⑤ 臨床実習

5年次の各診療科実習においては、本学附属病院での実習の他に、国立病院機構佐賀病院、国立病院機構肥前精神医療センター、佐賀社会保険病院、唐津赤十字病院等の地域の基幹病院においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。

⑥ 救急車同乗実習

平成2年度から実施している5年次の「救急車同乗実習」において、佐賀消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学ぶとともに、佐賀市における救急患者受入状況を通して地域医療の現状を学ばせる。

⑦ 関連教育病院実習

6年次に「関連教育病院実習」として、地域医療の基幹病院である佐賀県立病院好生館において、軽症患者から重症患者まで、難病、救急患者等も含めて極めて幅広い患者を対象とした医療を学ばせる。

⑧ 基礎系・臨床系選択科目

6年次に開設する「基礎系・臨床系選択科目」において、地域医療を志す学生のために「診療所・在宅医療実習」及び「地域包括ケア実習」を開設し、地域医療の中核病院で第一線の医療を学ばせる。

2) 今後行う取組

上記1)の現行の取組をさらに強化するものに加えて、現行カリキュラムを一部改訂し、次の取組を今後推進していくこととしている。

① 地域医療実習の体系化

療養型病床群、老人保健施設、在宅医療や訪問看護、僻地診療所等のさまざまなケアの現場に赴き、地域における包括的な医療のあり方や保健・福祉と医療のかかわりを学ぶための1週間の「学外総合ケア実習」を、6年次の必修科目として平成10年度から実施し、平成19年度からは、5年次に行う2週間の総合診療部実習と6年次に行う2週間の「地域医療実習」に分割して行ってきた。また、平成20

年度から6年次「地域医療実習」の授業内容や実習方法の見直しを行っているが、今後更に実習期間の拡大や地域医療機関との連携強化を図り、地域医療の現場での実習を充実させていく。

② 地域医療現場学習の強化

「佐賀県奨学金枠」及び「長崎県奨学金枠」の学生については、選択科目である「診療所・在宅医療実習」及び「地域包括ケア実習」の履修を必修（義務）化し、地域医療現場での学習を強化する。また、「長崎県奨学金枠」学生の地域医療実習においては、長崎県との連携を図る。

③ 県奨学金枠及び地域枠入学者等に対する教育指導

県奨学金枠及び地域枠入学者等に対しては、診療所、在宅の実習や高齢者、小児、緩和ケアなどに関する選択科目を履修するように指導するとともに、佐賀県・長崎県の医療の現状等についてのワークショップ、セミナーの開催や離島病院見学等を通じて、学生の使命感の高揚を図る。

(3) 卒後臨床研修

① 卒後臨床研修の充実・強化

佐賀大学医学部附属病院関連初期臨床研修プログラムは、地域の基幹病院としての本学医学部附属病院を中心に研修を行う他、佐賀県内及びその周辺の研修病院の協力を得て、大学病院と地域の病院との両方で研修が可能としている。また、地域医療・地域保健では診療所外来を中心とし、選択期間では、地域に密着した中小病院での選択研修も可能にしておき、「地域基盤型大学病院研修」を特徴とすると言える。この研修プログラムを更に充実するとともに、卒後臨床研修センターのサポート体制の強化を図る。

また、初期臨床研修プログラムにおいて、標準コースに加えて外科専門コース、小児科特別プログラム、産科特別プログラムを設置し、初期臨床研修の改善・充実を図っていく。

② 学生進路指導の強化

佐賀大学医学部では、開学当初からチューター制度を導入しており、医学科5年次・6年次を担当するチューターには臨床系教員の教授・准教授を充てている。

各チューターは、学生に対して本学医学部附属病院及び佐賀県内の医療機関での研修を勧奨し、本学卒業生が一人でも多く佐賀県内に残るよう努力しており、引き続き、この取り組みを強化する。

4 佐賀県医師修学資金

佐賀県では、平成17年度から、4年次以上の医学生等を対象に、将来、佐賀県内の公的病院の小児科・産科・救急科・麻酔科において勤務することを条件に修学資金を貸与し、貸与期間の1.5倍の期間、勤務することで返還を免除する佐賀県医師修学資金制度を導入している。平成22年度からは、この佐賀県医師修学資金に、平成20年度からの佐賀県推薦入学特別入試による入学者に加え、今回の佐賀県奨学金枠による入学者

のために、5人分の修学資金を新たに確保し、1年次から貸与を受けることができるようにしている。

(貸与実績等)

平成17年度	小児科4人
平成18年度	小児科3人
平成19年度	小児科1人，産科3人，麻酔科1人
平成20年度	小児科2人，産科4人，麻酔科2人 うち、佐賀県推薦の入学者2人(小児科1人，産科1人)を含む。

5 長崎県医学修学資金

長崎県では、昭和45年度から、大学で医学を専攻し、卒業後(医師国家試験合格後の臨床研修修了後)離島・へき地の医療に進んで従事しようとする気概と情熱に富んだ学生を対象に、修学資金を貸与する長崎県医学修学資金制度を設けている。この修学資金では、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(うち、離島・へき地に2分の1以上の期間)県、長崎県病院企業団又は離島の市町村が設置する医療機関で勤務することをその返還免除の条件としている。平成22年度からは、今回の長崎県奨学金枠による入学者のために、1人分の修学資金を新たに確保し、1年次から貸与を受けることができるようにしている。

6 医学部附属病院の取組

(1) 地域医療への貢献

佐賀県内の整形外科、脳卒中領域では、県内統一のクリニカルパス(入院診療計画書)を既に作成し、医療資源の効率化を目指している。現在、循環器領域でも県内統一のパスを作成するよう準備を進めている。

今後も、佐賀県をはじめとする行政諸機関、医師会等と連携・協力し、医師不足問題や地域包括医療システム、高齢者の医療と介護など佐賀県の地域医療をめぐる課題について情報を交換し、地域医療への貢献に努める。

(2) 大学病院連携型高度医療人養成推進事業

長崎大学医学部・歯学部附属病院と緊密に連携し、相互の優れた点を活かした各診療科ごとの専門医育成の充実を図るとともに、西九州地域への専門医の定着を進める。さらにはその専門医の指導により地域医療のレベルアップが期待できる。

(3) 北部九州における循環型高度医療人養成事業

平成21年度から福岡大学とともに九州大学の連携大学として、「北部九州における循環型高度医療人養成事業～大学病院連携による地域医療活性化～」に参画し、専門医の育成と地域への定着に取り組んでいる。

6. 教員名簿〔学長の氏名等〕

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ホトケブチ 孝夫 佛淵 孝夫 <平成21年10月>		博士 (医学)		国立大学法人佐賀大学長 (平成21年10月)